

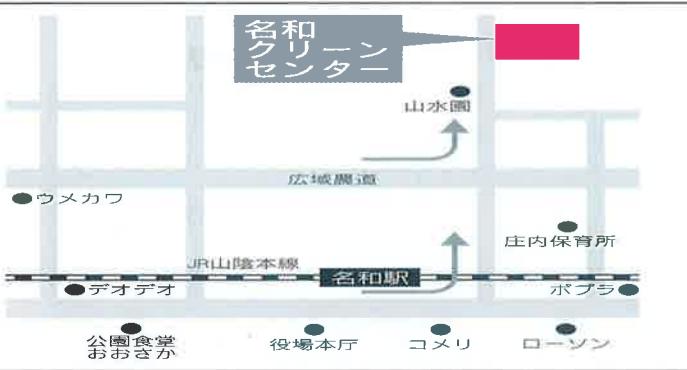
衣類のじみの出し方



4月から衣類は切らなくても大丈夫!

本年3月に中山清掃センターの操業を停止することにより、4月からは米子市に焼却の一部を委託することになりました。

これまで衣類をごみに出す際は、概ね60cm以内に切つていただいておりましたが、切らずにそのまま出してよいこととなりました。



名和クリーンセンターへ直搬ごみは

3月23日（水）以降、直搬ごみの受け入れは名和クリーンセンターのみで受け入れいたします。持ち込みの際には、必ず事前連絡をお願いします。

◆名和クリーンセンターへ直搬

3月22日（火）までは

10時～16時

3月23日（水）からは

13時～16時

◆連絡先

名和クリーンセンター
0859-54-5352

〈注意点〉

- ・4月1日以降です。
- ・大山町指定可燃用ごみ袋にいれて可燃ごみとして出してください。
- ・他の可燃ごみと一緒に袋に入れても大丈夫です。

**新しい保険証を
お届けします**
◆カード式に変わります

**国民健康保険
被保険者証**

保険証の有効期限は、平成23年3月31日になります。

4月1日からご使用いただくな

るに世帯主の方へ送付します。

保険証はこれまで世帯に一枚交付されていましたが、4

月からはひとり1枚ずつの名

刺さサイズのカード式に変わり

ます。なお、平成23年度から

保険証の更新時期を変更する

ため、今回送付する保険証の

有効期限は、平成24年7月31日までとなっています。

現在お持ちの古い保険証は

各世帯で破棄してください。

保険証には個人情報が記載してありますので、捨てる場合は、内容が読み取れないよう

切断してください。

なお、国民健康保険税を期日までに完納していない方に

は有効期限の短い保険証を交付、または納税相談後に交付します。

3月末になつても届かない

ときや、記載内容などに誤りがあるときは、住民生活課へ

ご連絡ください。



**保険証は一人に
1枚交付されます**

**国民健康保険
高齢受給者証**

負担割合が1割の方は、平成23年度も1割のままとなりましたので、正しい負担割合を記載した受給者証を保険証と一緒に送付します。

負担割合が3割の方は変更

ありません。平成23年7月31日までそのままお使いください。

◆問い合わせ先

住民生活課
0859-54-5210

講演会&シンポジウム～「自宅での看取りを考える」～

大山町は、「自宅で終末期を迎える」という意思があるとき、そのお手伝いをするシステムとして、このほど地域包括支援センターに『はるかの窓口』を設置しました。

『はるかの窓口』について理解を得られるように、自宅での看取りの現状や課題について一緒に考えることを目的として、講演会とシンポジウムを開きます。

**とき 3月19日（土）13：30～16：00
とこころ 保健福祉センターなわ**

内 容 ①講演会『自宅での看取りを考える

～ひだまりクリニックの取り組みから～』

講師：在宅療養支援診療所 ひだまりクリニック

院長 福田幹久 氏

②シンポジウム『自宅での看取りを考える』

コーディネーター：藤井政雄記念病院副院長 足立 誠司 氏

パネラー：保健・医療・福祉関係者